

平成 21 年度実地指導(監査)及び自主点検調査について

1 実地指導(監査)の日程について

(1) 障害福祉サービス事業所

障害福祉サービス事業所については、現在愛知県が日程調整中です。決まりましたら実地指導の概ね 1 ヶ月前に愛知県監査指導室より通知をする予定です。

(2) デイサービス型地域活動支援事業所

平成 21 年 6 月～7 月に実施する予定です。対象事業所に対して実地指導の概ね 1 ヶ月前に名古屋市障害者支援課より通知をします。

(3) 移動支援事業所

① 障害福祉サービス事業所と併設の場合

障害福祉サービス事業所と併設の場合は、障害福祉サービス事業所実地指導時に併せて移動支援事業所の実地指導を行います。

② デイサービス型地域活動支援事業所と同一法人の場合

デイサービス型地域活動支援事業所と同一法人の場合は、移動支援事業所の実地指導を実施する場合がありますので留意してください。(デイサービス型地域活動支援事業所実地指導実施通知にその旨記載します。)

③ 移動支援事業のみを行っている事業所の場合

移動支援事業のみを行っている事業所で今年度実地指導の対象になる事業所については現在調整中です。

2 実地指導の主眼点について

平成 20 年度の実地指導において、①計画書の不備、②ヘルパー記録が不十分による請求誤りによる改善指示が多くあり、今年度もこの 2 点について重点的に確認をする予定です。

※ 別紙「事業所運営にかかる留意事項」、「居宅介護等計画書」を参考にしてください。

3 自主点検について

5 月 1 日付で移動支援、デイサービス型地域活動支援事業所の全事業所に対して自主点検表を送付しますので、必要事項を記載(必要書類添付)のうえ、期日までに名古屋市障害者支援課指導係までにお送りください。なお、自主点検表は移動支援事業所、デイサービス型地域活動支援事業所の実地指導時の資料として活用しますので、提出期日は必ず守ってください。自主点検の結果、変更の届出等が必要な場合につきましては早急に対応をお願いいたします。